

奈良市公報

号外第 15号

平成 16年 8月 24日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 総務課長
印刷所 株式会社京阪工技社

目次

条 例

奈良市税条例の一部を改正する条例	1
奈良市共同浴場条例の一部を改正する条例	3
奈良市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例	4
奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例	4

規 則

奈良市北部会館条例施行規則の一部を改正する規則	4
奈良市北部会館条例の一部の施行期日を定める規則	6
奈良市役所出張所設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	6
奈良市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則	6
奈良市老人福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則	7
奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則	8
奈良市行政組織規則の一部を改正する規則	8
奈良市会計規則の一部を改正する規則	8
奈良市役所出張所事務分掌規則の一部を改正する規則	9

告 示

放置自転車等の保管（2件）	9
平成 16年度固定資産税・都市計画税納税通知書の公示送達	9
平成 16年度奈良市一般会計補正予算等の要領	10
放置自転車等の保管	10
社団法人全国市有物件災害共済会の平成 15年度事業経営状況の公表	11
放置自転車等の保管	11
指定管理者の指定	11
放置自転車等の保管	11
奈良市母子家庭自立支援教育訓練給付金交付要綱	11
奈良市母子家庭高等技能訓練促進費交付要綱	17
奈良市母子家庭常用雇用転換奨励金交付要綱	24
奈良市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱	32
放置自転車等の保管（3件）	32
結核指定医療機関の指定辞退	32
結核指定医療機関の指定	33
奈良市排水設備指定工事店の指定	33

奈良市排水設備指定工事店の指定の取消し	33
指定管理者の指定	33
予防接種の実施の一部改正	34
奈良市社会福祉法人等による利用者負担額の減免措置事業実施要綱の一部を改正する告示	34

訓 令 甲

奈良市事務専決規程の一部を改正する訓令	34
奈良市役所出張所長等事務専決規程の一部を改正する訓令	34

監 査

監査結果に基づく措置の状況	35
---------------	----

公 営 企 業

奈良市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程	35
---------------------------	----

農 業 委 員 会

農政部会の招集	36
---------	----

議 会

議会議長の辞職	36
議会議長の当選	36
議会副議長の辞職	36
議会副議長の当選	37
議会運営委員会の委員の選任	37
議会運営委員会の委員長及び副委員長の当選	37
議会常任委員会の委員の選任	37
議会常任委員会の委員長及び副委員長の当選	37
合併問題検討特別委員会の委員の選任	38
奈良市議会だより編集委員会の委員の就任	38
奈良市議会だより編集委員会の委員長及び副委員長の当選	38
奈良市議会情報公開審査会の委員の就任	38
奈良市議会情報公開審査会の委員長及び副委員長の当選	38

条 例

奈良市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成 16年 6月 30日

奈良市長 大川 靖 則

奈良市条例第 34号

奈良市税条例の一部を改正する条例

奈良市税条例（昭和 46年奈良市条例第 12号）の一部を次のように改正する。

第 14条第 1項第 2号中「老年者」を「年齢 65歳以上の者」に改め、同条第 3項を削る。

第 16条第 3 項中「発行」を「発行」に改める。

第 17条第 2 項の表の第 1号中「公益法人等()」の次に「防災街区整備事業組合、」を加える。

第 21条中「一に」を「いずれかに」に、「寄付金控除額」を「寄附金控除額」に改め、「、老年者控除額」を削る。

第 25条の 2 第 2 項中「第 48条の 9 の 3」の次に「から第 48条の 9 の 6 まで」を加える。

第 28条第 3 項中「寄付金控除額」を「寄附金控除額」に改める。

第 30条第 3 項中「発行」を「発行」に改める。

第 45条第 2 項中「又は事業所を有する法人」を「若しくは事業所を有する法人又は外国法人」に改める。

第 57条第 3 項中「発行」を「発行」に改める。

第 60条の見出しを【固定資産税の納税義務者等】に改め、同条第 6 項中「及び地方開発事業団」を「、地方開発事業団及び合併特別区」に改め、同条に次の 1 項を加える。

7 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第 10条の 2 の 7 で定めるものを含む。)であつて、当該家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより当該家屋の所有者が所有することとなつたもの(以下本項において「特定附帯設備」という。)については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもつて第 1 項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

第 72条第 3 項、第 83条第 3 項及び第 95条第 3 項中「発行」を「発行」に改める。

第 146条第 2 項中「、令第 56条の 21第 2 項」を「令第 56条の 21第 2 項」に改め、「又は共同行為」を削る。

第 148条第 3 項及び第 156条第 3 項中「発行」を「発行」に改める。

附則第 6 条の次に次の 1 条を加える。

(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第 6 条の 2 所得割の納税義務者の平成 17年度以後の各年度分の市民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた法附則第 4 条の 2 第 4 項第 1 号に規定する特定居住用財産の譲渡損失の金額(以下本項から第 3 項までにおいて「特定居住用財産の譲渡損失の金額」という。)がある場合には、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額については、法附則第 34条第 4 項において準用する同条第 1 項後段及び第 3 項第 2 号の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前年 3 年内の年において生じた当該特定居住用財産の譲渡損失の金額以外の特定居住用財産の譲渡損失の金額につき本項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。

2 前項の規定は、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の第 28条第 1 項又は第 3 項の規定による申告書(その提出期限後に

において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 29条第 1 項の確定申告書を含む。)に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

3 所得割の納税義務者の前年 3 年内の年に生じた法附則第 4 条の 2 第 4 項第 2 号に規定する通算後譲渡損失の金額(以下本項において「通算後譲渡損失の金額」という。)(本項の規定により前年において控除されたものを除く。)は、特定居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度の市民税について前項の申告書をその提出期限までに提出した場合(市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。)であつて、その後の年度分の市民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第 28条第 1 項又は第 3 項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 5 項第 1 号の規定により読み替えて適用される同条第 4 項の規定による申告書を含む。以下本項において同じ。)を提出しているときに限り、法附則第 34条第 4 項において準用する同条第 1 項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る年度分の市民税に係る附則第 25条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第 28条第 1 項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が 3,000 万円を超える年度分の市民税の所得割については、この限りでない。

4 附則第 24条第 1 項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第 24条第 1 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額(附則第 24条第 1 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額を有する場合には、当該金額を含む。)」とし、附則第 25条第 1 項、第 28条第 1 項、第 28条の 2 第 1 項又は第 28条の 3 の 2 第 1 項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額(附則第 25条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第 28条第 1 項に規定する短期譲渡所得の金額、附則第 28条の 2 第 1 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は附則第 28条の 3 の 2 第 1 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を有する場合には、これらの金額を含む。)」とする。

5 第 3 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第 28条第 4 項の規定の適用については、同項中

「純損失又は雑損失」とあるのは「純損失若しくは雑損失又は附則第 6 条の 2 第 3 項に規定する通算後譲渡損失」と、「第 1 項の申告書」とあるのは「第 1 項の申告書又は同条第 3 項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第 1 項の申告書」とする。

- (2) 第 29 条の規定の適用については、同条第 1 項中「確定申告書」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第 41 条の 5 の 2 第 12 項第 3 号の規定により読み替えて適用される所得税法第 123 条第 1 項の規定による申告書を含む。）」と、「第 4 項まで」とあるのは「第 3 項まで又は附則第 6 条の 2 第 5 項第 1 号の規定により読み替えて適用される前条第 4 項」と、同条第 2 項中「第 4 項まで」とあるのは「第 3 項まで又は附則第 6 条の 2 第 5 項第 1 号の規定により読み替えて適用される前条第 4 項」とする。

附則第 10 条の 2 第 5 項中「書類」の次に「及び当該貸家住宅の建設に要する費用について同法第 41 条第 1 項の規定による地方公共団体の補助を受けている旨を証する書類」を加え、同条に次の 1 項を加える。

- 6 法附則第 16 条第 8 項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第 12 条第 24 項の規定により読み替えて適用される同条第 17 項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

附則第 29 条第 1 項中「宅地等の当該年度分」を「宅地等に係る当該年度分」に改める。

附則第 35 条中「若しくは第 52 項」を「第 52 項、第 55 項若しくは第 56 項」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 21 条の改正規定（「寄付金控除額」を「寄附金控除額」に改める部分を除く。）及び次条第 2 項の規定
平成 17 年 1 月 1 日
- (2) 第 17 条第 2 項の表の第 1 号の改正規定 建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 67 号）第 4 条の規定の施行の日
- (3) 第 45 条第 2 項の改正規定 信託業法（平成 16 年法律第 号）の施行の日
- (4) 第 60 条第 6 項の改正規定 市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 58 号）の施行の日

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の奈良市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成 17 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 16 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第 21 条の規定は、平成 18 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 17 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第 25 条の 2 第 2 項の規定は、平成 17 年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
- 4 平成 17 年度分の個人の市民税に限り、平成 17 年 1 月 1 日現在において、市内に住所を有することにより均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で市内に住所を有するものに係る新条例第 17 条第 1 項の規定の適用については、同項中「3,000 円」とあるのは、「1,500 円」とする。
- 5 新条例第 18 条第 2 号の規定は、前項の規定の適用を受ける者に係る平成 17 年度分の個人の市民税については、適用しない。

(固定資産税に関する経過措置)

第 3 条 新条例第 60 条第 7 項の規定は、平成 16 年 4 月 1 日以後に取り付けられた同項に規定する特定附帯設備に対して課する平成 17 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に取り付けられた同項に規定する特定附帯設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第 10 条の 2 第 5 項の規定は、平成 16 年 4 月 1 日以後に新築された地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 16 条第 7 項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について適用し、同日前に新築された同項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者がする申告については、なお従前の例による。

(平成 16 年 6 月 30 日掲示済)

奈良市共同浴場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 16 年 6 月 30 日

奈良市長 大川 靖 則

奈良市条例第 35 号

奈良市共同浴場条例の一部を改正する条例

奈良市共同浴場条例（昭和 39 年奈良市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表中

奈良市古市西共同浴場	奈良市古市町 1,503 番地の 1
奈良市古市東共同浴場	奈良市古市町 1,552 番地の 2

を

奈良市古市西共同浴場	奈良市古市町 1,503番 地の 1
------------	-----------------------

に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。
(平成 16年 6月 30日 掲示済)

奈良市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する
条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 16年 6月 30日

奈良市長 大 川 靖 則

奈良市条例第 36号

奈良市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関
する条例の一部を改正する条例

奈良市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する
条例(昭和 39年奈良市条例第 37号)の一部を次のように
改正する。

別表中

187 ^円	292 ^円	407 ^円	542 ^円	727 ^円	927 ^円
177	277	377	482	657	857
167	262	357	457	607	797
162	247	332	422	572	757
152	227	302	382	512	682
142	212	282	357	467	637

を

189 ^円	294 ^円	409 ^円	544 ^円	729 ^円	929 ^円
179	279	379	484	659	859
169	264	359	459	609	799
164	249	334	424	574	759
154	229	304	384	514	684
144	214	284	359	469	639

に

改める。

附 則

(施行期日)
1 この条例は、公布の日から施行する。
(適用区分)

2 この条例による改正後の奈良市非常勤消防団員に係る
退職報償金の支給に関する条例(以下「新条例」という。)
別表の規定は、平成 16年 4月 1日(以下「適用日」と
いう。)以後に退職した非常勤消防団員(次項において
「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。)につ
別表(第 6条、第 9条、第 10条関係)

1 ホール附属設備

区 分	附属設備の名称	単位	1日当たりの使用料 (単位・円)
舞台設備	木台、箱足	1台	50
	平台(ツカミ金具を含む。)	1台	150

いて適用し、適用日前に退職した非常勤消防団員につい
ては、なお従前の例による。

(退職報償金の内払)

3 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間におい
て、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給
されたこの条例による改正前の奈良市非常勤消防団員に
係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職
報償金は、新条例の規定に基づく退職報償金の内払とみ
なす。

(平成 16年 6月 30日 掲示済)

奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正す
る条例をここに公布する。

平成 16年 6月 30日

奈良市長 大 川 靖 則

奈良市条例第 37号

奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改
正する条例

奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例(昭和 55年奈
良市条例第 2号)の一部を次のように改正する。

第 5条第 2項中「回答書」の次に「及び市長が適当と認
める書類」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 16年 9月 1日から施行する。
(経過措置)
2 この条例による改正後の奈良市印鑑の登録及び証明に
関する条例第 5条第 2項の規定は、平成 16年 9月 1日
以後に行われる登録申請に係る確認について適用し、同
日前に行われた登録申請に係る確認については、なお従
前の例による。

(平成 16年 6月 30日 掲示済)

規 則

奈良市北部会館条例施行規則の一部を改正する規則をこ
ここに公布する。

平成 16年 6月 23日

奈良市長 大 川 靖 則

奈良市規則第 49号

奈良市北部会館条例施行規則の一部を改正する規則
奈良市北部会館条例施行規則(平成 16年奈良市規則第
25号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

	ヒナ段ケ込	1台	50	
	金びょうぶ	1双	1,000	
	演台	1台	300	
	花台	1台	200	
	ひ毛せん	1枚	200	
	上敷	1枚	50	
	人形立て	1台	50	
	譜面台	1台	50	
	指揮者用譜面台 (指揮者台を含む。)	1台	300	
	司会者台	1台	200	
	吊り看板	1枚	200	
	プログラムスタンド	1台	50	
	長机	1台	100	
	椅子	1脚	50	
	コントラバス用椅子	1脚	100	
	バレエ用シート	1枚	500	
	高座用座布団	1枚	100	
	大太鼓	1式	300	
	雪かご	1式	300	
照明設備	照明セット ボーダーライト 1列 アッパーホリゾントライト 1列 シーリングスポットライト 8台 サスペンションライト 16台	1式	2,000	
	ハロゲンピンスポットライト	1台	300	
	エフェクトマシーン	1式	1,000	
	先玉	1個	100	
	ミラーボール	1台	500	
	ドライアイスマシン	1台	800	
	音響設備	ワイヤレスマイク (ピン型)	1本	500
		ワイヤレスマイク (ハンド型)	1本	500
		コンデンサーマイク	1本	300
		ダイナミックマイク	1本	200
マイクスタンド (ブーム型)		1本	100	
マイクスタンド (床上型)		1本	100	
マイクスタンド (卓上型)		1本	50	
吊りマイク		1本	800	
移動型スピーカー		1式	1,500	
はね返りスピーカー		1式	800	
カセットデッキ		1台	500	
CDプレーヤー		1台	500	
MDプレーヤー		1台	500	
アンプセット		1式	2,000	
映像設備	GP	1台	200	
	ビジュアルプレゼンター	1台	1,500	
	ビデオプロジェクター	1台	1,500	
	DVDプレーヤー	1台	500	
	ビデオデッキ	1台	500	
	三脚スタンド式スクリーン 200インチスクリーン (固定)	1台 1式	300 1,000	

その他	フルコンサートグランドピアノ	1 台	10,000
	ホワイトボード	1 枚	100
	国旗・市旗	1 枚	100
	展示パネル	1 枚	100
	電源設備	1 kw	100

備考

- 1 公演時間が 4 時間を超える日及び 2 回以上公演する日の使用料は、規定の使用料の 100分の 200に相当する額とする。
- 2 準備、後片付け又は練習のために使用する日（公演日を除く。）の使用料は、規定の使用料の 100分の 50に相当する額とする。
- 3 この表の使用料には、カラーフィルター、ドライアイス、カセットテープ等の消耗器材費及びピアノ調律等の特別に必要な人件費は含まない。

2 多目的室、会議室及び和室附属設備

区 分	附属設備の名称	単位	1 日当たりの使用料 (単位・円)
音響設備	ワイヤレスマイク（スタンド付）	1 本	150
	ダイナミックマイク（スタンド付）	1 本	150
	アンプセット（CD MD カセット及びスピーカー付）	1 台	500
	ポータブルカセットデッキ	1 台	200
映像設備	Q-P	1 台	200
	データプロジェクター（書画カメラ付）	1 台	200
	DVD ビデオデッキ	1 台	200
	80型移動式スクリーン	1 台	300
	三脚スタンド式スクリーン	1 台	300
	20型液晶モニター	1 台	200
その他	電子ピアノ	1 台	500
	大鏡（移動式）	1 枚	200
	展示パネル	1 枚	100

附 則

この規則は、公布の日から施行する。
(平成 16年 6月 23日 掲示済)

奈良市北部会館条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成 16年 6月 24日

奈良市長 大 川 靖 則

奈良市規則第 50号

奈良市北部会館条例の一部の施行期日を定める規則

奈良市北部会館条例（平成 16年奈良市条例第 17号）附則第 1 項第 2 号に規定する規則で定める日は、平成 16年 7月 20日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。
(平成 16年 6月 24日 掲示済)

奈良市役所出張所設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成 16年 6月 24日

奈良市長 大 川 靖 則

奈良市規則第 51号

奈良市役所出張所設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

奈良市役所出張所設置条例の一部を改正する条例（平成 16年奈良市条例第 18号）の施行期日は、平成 16年 7月 20日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。
(平成 16年 6月 24日 掲示済)

奈良市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成 16年 6月 24日

奈良市長 大 川 靖 則

奈良市規則第 52号

奈良市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

奈良市老人福祉センター条例の一部を改正する条例（平成 16年奈良市条例第 19号）附則第 1 項に規定する規則で定める日は、平成 16年 7月 20日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。
(平成 16年 6月 24日 掲 示 済)

奈良市老人福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 16年 6月 24日

奈良市長 大 川 靖 則

奈良市規則第 53号

奈良市老人福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市老人福祉センター条例施行規則(昭和 43年奈良市規則第 61号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中 「市長」の次に 「又は指定管理者」を加え、同条第 3 項中 「使用許可」を 「使用承認」に、奈良市老人福祉センター使用(使用変更)許可申請書を 奈良市老人福祉センター使用(使用変更)承認申請書」に、「市長」を 「指定管理者」に改める。

第 6 条の見出しを 「使用承認」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

前条第 3 項の申請により使用の承認を決定したときは、指定管理者は、申請者に奈良市老人福祉センター使用

(使用変更)承認書(別記第 3 号様式。以下 「承認書」という。)を交付する。

第 6 条第 2 項中 「許可を受けた使用者」を 「承認を受けた者」に改める。

第 7 条第 1 項及び第 2 項を次のように改める。

センター使用の承認を受けた者が使用の内容を変更しようとするときは、奈良市老人福祉センター使用(使用変更)承認申請書を速やかに指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の変更を承認したときは、指定管理者は、承認書を交付する。

第 7 条第 3 項中 「許可」を 「承認」に、「市長」を 「指定管理者」に改める。

第 8 条第 1 項中 「許可書」を 「承認書」に改める。

別記第 2 号様式中

奈良市老人福祉センター使用(使用変更)許可申請書」を 奈良市老人福祉センター使用(使用変更)承認申請書」に、奈良市長 様」を 「(あて先)」に、「許可を」を 「承認を」に、

使 用 室	東 老 春 の 家	大集会室		西 老 春 の 家	大集会室	
		講座室			講座室	
		和室 A			和室	
		和室 B			会議室	

を

使 用 室	老 春 の 家	

に

改める。

別記第 3 号様式中

奈良市老人福祉センター使用(使用変更)許可書」を 奈良市老人福祉センター使用(使用変更)承認

ンター使用書」に、

使 用 室	東 老 春 の 家	大集会室		西 老 春 の 家	大集会室	
		講座室			講座室	
		和室 A			和室	
		和室 B			会議室	

を

使 用 室	老 春 の 家	

に、

許可条件」を 「承認条件」に、「許可します」を 「承認します」に、「奈良市長」を 「指定管理者」に、「印」を

「印」に、「許可番号」を 「承認番号」に改める。

別記第 4 号様式中 「奈良市長 様」を 「(あて先)奈良

市長」に、「使用許可」を「使用承認」に、「使用（使用変更）許可書」を「使用（使用変更）承認書」に改める。

別記第 5号様式中「使用許可」を「使用承認」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 16年 7月 20日から施行する。

(経過措置)

2 奈良市老人福祉センター「東老春の家」及び奈良市老人福祉センター「西老春の家」の管理については、平成 18年 3月 31日までの間は、なお従前の例による。

(平成 16年 6月 24日揭示済)

奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 16年 6月 30日

奈良市長 大川 靖 則

奈良市規則第 54号

奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則（昭和 55年奈良市規則第 20号）の一部を次のように改正する。

別記第 3号様式中「昭和」を削り、「申請する本人自ら記入し」を「印鑑登録を受けようとする者が自ら記入し、本人であることを確認できる書面とともに」に改め、「委任の旨を証する書面」の次に「と代理人及び印鑑登録を受けようとする者について、それぞれ本人であることを確認できる書面の両方」を加え、「奈良市長 様」を【あて先）奈良市長】に改め、「明治」、「大正」及び「西暦」を削る。

附 則

この規則は、平成 16年 9月 1日から施行する。

(平成 16年 6月 30日揭示済)

奈良市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 16年 6月 30日

奈良市長 大川 靖 則

奈良市規則第 55号

奈良市行政組織規則の一部を改正する規則

奈良市行政組織規則（平成 14年奈良市規則第 43号）の一部を次のように改正する。

第 61条に次の 1 項を加える。

2 前項庶務係の部分の第 1号及び第 3号から第 6号まで、同項維持管理係の部分の第 1号及び第 2号並びに同項排水設備係の部分の第 1号及び第 6号に規定する分掌事務については、東部下水道課の主管に属するものを除くものとする。

第 63条庶務係の部分中第 5号を第 10号とし、第 4号を第 7号とし、同号の次に次の 2号を加える。

(8) 農業集落排水処理施設使用料（水道事業管理者に委任した事務に係るものを除く。）及びその他の収入金に関すること。

(9) 農業集落排水処理施設に係る水洗便所設備費の助成及び改造資金の融資あっせんに関すること。

第 63条庶務係の部分中第 3号を第 6号とし、第 2号を第 3号とし、同号の次に次の 2号を加える。

(4) 農業集落排水事業分担金の賦課徴収及び滞納処分に関すること。

(5) 農業集落排水事業分担金に係る調査に関すること。第 63条庶務係の部分中第 1号の次に次の 1号を加える。

(2) 農業集落排水処理施設共用開始の公示に関すること。

第 63条事業係の部分に次の 3号を加える。

(8) 農業集落排水処理施設に係る排水設備（水洗便所を含む。）工事の確認申請に関すること。

(9) 農業集落排水処理施設の維持管理に関すること。

(10) 農業集落排水処理施設管理台帳の作成及び管理に関すること。

第 63条に次の 1 項を加える。

2 前項庶務係の部分の第 2号、第 4号、第 5号、第 8号及び第 9号並びに同項事業係の部分の第 8号から第 10号までに規定する分掌事務については、田原地区内において実施する農業集落排水事業に係るものに限るものとする。

附 則

この規則は、平成 16年 7月 1日から施行する。

(平成 16年 6月 30日揭示済)

奈良市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。平成 16年 6月 30日

奈良市長 大川 靖 則

奈良市規則第 56号

奈良市会計規則の一部を改正する規則

奈良市会計規則（昭和 40年奈良市規則第 1号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 都市整備部下水道管理課の項の次に次のように加える。

都市整備部 東部下水道課	庶務係長 及び係員	1 農業集落排水事業分担金及びその附帯金の収納 2 農業集落排水処理施設使用料（水道事業管理者に委任した事務に係るものを除く。）及びその附帯金の収納 3 損失補償に伴う債権の回収金の収納
-----------------	--------------	---

別表第 2 都市整備部下水道管理課長の項の次に次のように加える。

都市整備部 東部下水道課長	1 農業集落排水事業分担金及びその附帯金の収納 2 農業集落排水処理施設使用
------------------	---

料(水道事業管理者に委任した事務に係るものを除く。)及びその附帯金の収納
3 損失補償に伴う債権の回収金の収納

附 則

この規則は、平成 16年 7月 1日から施行する。
(平成 16年 6月 30日揭示済)

奈良市役所出張所事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 16年 6月 30日

奈良市長 大川 靖 則

奈良市規則第 57号

奈良市役所出張所事務分掌規則の一部を改正する規則

奈良市役所出張所事務分掌規則(昭和 44年奈良市規則第 47号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 第 10号中【東部出張所のみ。】を【東部出張所のみ】に改め、同条中第 23号を第 24号とし、第 22号の次に次の 1 号を加える。

(2) 北部会館の管理に関すること。(北部出張所のみ)

附 則

この規則は、平成 16年 7月 20日から施行する。
(平成 16年 6月 30日揭示済)

告 示

奈良市告示第 326号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 16年 6月 16日

奈良市長 大川 靖 則

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 16年 6月 16日
- 3 移動対象区域
近鉄学園前駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目 288- 1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から 60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第 3号)第 1 条第 1 項に規定する市の休日(毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。)を除く。
- 6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時 30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 2,000円

イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から 14日以内は無料)

8 連絡先

奈良市企画部交通政策課

電話 0742- 34- 1111代表

(平成 16年 6月 16日揭示済)

奈良市告示第 327号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 16年 6月 17日

奈良市長 大川 靖 則

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 16年 6月 17日

3 移動対象区域

近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 16年 6月 17日揭示済)

奈良市告示第 328号

平成 16年度固定資産税・都市計画税納税通知書を郵送しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和 25年法律第 226号)第 20条の 2 及び奈良市税条例(昭和 46年奈良市条例第 12号)第 6 条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部資産税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成 16年 6月 18日

奈良市長 大川 靖 則

1 この納税通知書の発送年月日

平成 16年 4月 12日

2 この公示送達により変更する納期限

変更前 第 1 期 平成 16年 4月 30日

変更後 第 1 期 平成 16年 6月 30日

3 送達を受けるべき者

省略

(平成 16年 6月 18日揭示済)

奈良市告示第 329号

平成 16年奈良市議会 6 月定例会において成立した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和 22年法律第 67号）第 219条第 2 項の規定により別紙のとおり公表します。

平成 16年 6月 18日

奈良市長 大川 靖 則

- 1 平成 16年度奈良市一般会計補正予算（第 1号）
- 2 平成 16年度奈良市下水道事業費特別会計補正予算（第 1号）

第 1 表 歳出予算補正
歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 土 木 費		15,189,560 ^{千円}	775,500 ^{千円}	14,414,060 ^{千円}
	4 都市計画費	11,005,878	775,500	10,230,378
14 諸 支 出 金		114,250	775,500	889,750
	4 減 債 基 金	102,449	775,500	877,949
歳 出 合 計		115,300,000	-	115,300,000

平成 16年度奈良市下水道事業費特別会計補正予算（第 1号）

平成 16年度奈良市の下水道事業費特別会計補正予算（第 1号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額を補正することなく、歳入予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 繰 入 金		4,933,429 ^{千円}	775,500 ^{千円}	4,157,929 ^{千円}
	1 一般会計繰入金	4,843,429	775,500	4,067,929
8 市 債		1,928,900	775,500	2,704,400
	1 市 債	1,928,900	775,500	2,704,400
歳 入 合 計		11,077,000	-	11,077,000

第 2 表 地方債補正

1 変更分

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
下 水 道 事 業	1,928,900 ^{千円}	2,704,400 ^{千円}

（平成 16年 6月 18日揭示済）

奈良市告示第 330号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈良市条例第 23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 16年度奈良市一般会計補正予算（第 1号）

平成 16年度奈良市の一般会計補正予算（第 1号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額を補正することなく、歳出予算の款・項のみを補正する。

2 歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第 1 表 歳出予算補正」による。

算の款・項のみを補正する。

2 歳入予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第 1 表 歳入予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

平成 16年 6月 22日

奈良市長 大川 靖 則

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 16年 6月 22日
- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 16年 6月 22日 揭示済)

奈良市告示第 331号

社団法人全国市有物件災害共済会の平成 15年度事業経営状況について、地方自治法(昭和 22年法律第 67号)第 263条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり公表します。

平成 16年 6月 22日

奈良市長 大川 靖 則

平成 15年度事業経営状況

1	平成 15年度末現在会員市数	674市
2	建物総合損害共済	
	受託市数	673市
	共済責任額	49,466,818,963,000円
	分担金収入	5,860,637,853円
	支払共済金	2,564,666,400円
3	自動車損害共済	
	受託市数	657市
	分担金収入	2,448,685,492円
	支払共済金	1,664,413,806円
4	正味財産の増減	
	増加	
	実質収納分担金収入等共済事業収入	8,340,903,175円
	利子収入等	425,008,027円
	会館収益金繰入	1,038,656,585円
	その他	412,366,838円
	計	10,216,934,625円
	減少	
	災害共済金等共済事業費	4,342,588,878円
	共済事業外経費及び管理費等	2,016,749,957円
	減価償却額及び繰入額等	2,151,107,993円
	計	8,510,446,828円
	当期正味財産増加額	1,706,487,797円
5	平成 15年度末現在の共済基金	
	共済基金の前年度繰越額	60,182,541,929円
	平成 15年度積立額	1,706,487,797円
	平成 15年度末現在共済基金	61,889,029,726円

(平成 16年 6月 22日 揭示済)

奈良市告示第 332号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 16年 6月 23日

奈良市長 大川 靖 則

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 16年 6月 23日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 16年 6月 23日 揭示済)

奈良市告示第 333号

地方自治法(昭和 22年法律第 67号)第 244条の 2 第 3 項の規定により、辰市地域ふれあい会館の指定管理者を指定したので、次のとおり告示します。

平成 16年 6月 23日

奈良市長 大川 靖 則

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市杏町 422番地
辰市地区自治連合会
会長 中川 俊之
- 2 指定管理者の指定の期間
開館の日から平成 18年 3月 31日まで
- 3 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 会館の使用に関すること。
 - (2) 会館の管理(主に日常の点検・清掃)に関すること。
 - (3) 会館の自主事業に関すること。
 - (4) 会館の利用促進に関すること。

(平成 16年 6月 23日 揭示済)

奈良市告示第 334号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 16年 6月 24日

奈良市長 大川 靖 則

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
 - 2 移動年月日
平成 16年 6月 24日
 - 3 移動対象区域
近鉄大和西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域
- 以下省略

(平成 16年 6月 24日 揭示済)

奈良市告示第 335号

奈良市母子家庭自立支援教育訓練給付金交付要綱を次のように定める。

平成 16年 6月 24日

奈良市長 大川 靖 則

- 奈良市母子家庭自立支援教育訓練給付金交付要綱
(趣旨)
- 第 1 条 母子家庭の母の主体的な能力開発の取組を支援し、母子家庭の自立促進を図るため予算の範囲内で母子家庭自立支援教育訓練給付金(以下「訓練給付金」という。)

を交付するものとし、その交付については、奈良市補助金等交付規則（昭和 59年奈良市規則第 23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（対象者）

第 2 条 訓練給付金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有し、第 6 条第 1 項の規定により対象講座の指定の申請をする時において 20歳未満の児童を扶養する母子家庭の母であって、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 児童扶養手当の支給を受けていること又は児童扶養手当の支給を受けている者と同様の所得水準にあること。
- (2) 受講開始日現在において、雇用保険法（昭和 49年法律第 116号）による教育訓練給付金の受給資格を有していないこと。
- (3) 訓練給付金の交付を受けようとする者の就業経験、技能、資格の取得状況、労働市場の状況等から判断して、教育訓練講座を受講することが適職に就くために必要であると認められる者であること。
- (4) 過去に訓練給付金の交付を受けていないこと。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（対象講座）

第 3 条 訓練給付金の交付対象となる教育訓練講座（以下「対象講座」という。）は、次に掲げる講座のうち第 7 条第 1 項の規定により市長の指定を受けた講座とする。

- (1) 雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座
- (2) 財団法人 21世紀職業財団の再就職希望登録者支援事業の指定教育訓練講座
- (3) 厚生労働大臣が定める就業に結びつく可能性の高い講座
- (4) 前 3 号に掲げる講座に準ずるものとして市長が国と協議して指定する講座

（交付額）

第 4 条 訓練給付金の額は、対象者が対象講座の受講のために支払った費用（以下「教育訓練経費」という。）の 40パーセントに相当する額とする。ただし、その 40パーセントに相当する額が 200,000円を超える場合の交付額は 200,000円とし、40パーセントに相当する額が 8,000円を超えない場合は交付しないものとする。

2 教育訓練経費は、対象講座の受講について支払う入学料及び受講料とし、受講に当たって必ずしも必要とされない補助教材、希望により行われる訓練等に要する費用を除くものとする。

（事前相談の実施）

第 5 条 市長は、対象講座の受講を希望する母子家庭の母に対し事前相談を実施する。

2 市長は、事前相談において、母子家庭の母の希望職種、職業生活の展望等を聴取するとともに、職業経験、技能、取得資格等を的確に把握し、対象講座を受講することに

より、自立が効率的に図られると認められる場合のみ、受講対象とするものとする。

（受講対象講座の指定申請）

第 6 条 訓練給付金の交付を受けようとする者は、自らを受講しようとする講座について、母子家庭自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定申請書（別記第 1 号様式。以下「対象講座指定申請書」という。）を市長に提出し、あらかじめ対象講座の指定を申請しなければならない。

2 対象講座指定申請書には、次の書類を添えなければならない。ただし、第 1 号及び第 2 号に掲げる書類については、その事実を公簿等によって確認することができる場合は、省略できるものとする。

- (1) 申請者及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し
- (2) 申請者に係る児童扶養手当証書の写し（児童扶養手当の受給者である場合に限る。）又は前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年）の所得証明書
- (3) 受講を希望する講座を主催する事業者名、講座名、連絡先等が特定できるパンフレット等の資料の写し（指定申請の審査及び決定）

第 7 条 市長は、対象講座指定申請書を受理したときは、それを審査し、速やかに対象講座の指定の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の審査に当たっては、必要に応じて有識者、就労関係の専門家等の意見を聴取し、本人の意向を踏まえ、受講の緊急性及び必要性を考慮して判定を行うものとする。

3 市長は、第 1 項の決定を行った場合において、対象講座の指定を行うときは母子家庭自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定通知書（別記第 2 号様式）により、対象講座の指定を行わないときは母子家庭自立支援教育訓練給付金受講対象講座不指定決定通知書（別記第 3 号様式）により申請者に通知するものとする。

4 市長は、必要に応じて申請者に対し、受講する講座の変更の助言を行うものとする。

5 対象講座の指定を受けた者は、当該講座の受講をとりやめたとき又は受講の途中でやめたときは、その旨を市長に届け出なければならない。

（訓練給付金の交付申請）

第 8 条 訓練給付金の交付を受けようとする者は、対象講座の受講修了日の翌日から起算して 1 月以内に、規則第 4 条第 1 項に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、同項各号に掲げる書類は、添えることを要しない。

- (1) 第 6 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する書類
- (2) 教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の教育訓練の終了を認定する教育訓練修了証明書
- (3) 教育訓練施設の長が、受講者本人が支払った教育訓

練経費について発行した領収書

2 前項第 1号に掲げる書類については、その事実を公簿等によって確認できる場合は、省略できるものとする。

附 則

この告示は、平成 16年 6月 24日から施行し、平成 16年度予算に係る訓練給付金の交付から適用する。

別記

第 1号様式 (第 6条関係)

母子家庭自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定申請書

年 月 日

(あて先) 奈良市長

申請者

住所	(千 -)
フリガナ	
氏名	印
生年月日	年 月 日 (歳)
電話	() -

次のとおり教育訓練を受講したいので、母子家庭自立支援教育訓練給付の対象講座の指定を申請します。また、私の世帯の戸籍、住民票及び所得状況を示す書類について申請の審査のために必要な限度において閲覧されることに同意します。

教育訓練施設の名称									
教育訓練講座の名称									
教育訓練の期間	年 月 日 ~ 年 月 日								
所要費用 (予定)	<table border="0"> <tr> <td>入学料</td> <td>円</td> <td>受講料</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>合計額</td> <td></td> </tr> </table>	入学料	円	受講料	円			合計額	
入学料	円	受講料	円						
		合計額							
公共職業安定所の教育訓練給付金受給資格の有無	円 受講開始日現在において雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格が								
過去の受給の有無	ある ・ ない 過去に自立支援教育訓練給付金を受けたことが								
備考	ある ・ ない								

(注)

- 1 交付の対象になるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学料及び受講料です。(受講に当たって必ずしも必要とされない補助教材、希望により行われる訓練等に要する費用を除きます。)
- 2 交付の対象になるのは、入学料及び受講料の合計額の 40%相当額 (8千円を超え、20万円が限度)です。
- 3 所要費用については標準的に予定される金額であり、受講終了後に教育訓練施設から証明された金額に基づき交付額を算定します。
- 4 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講をとりやめたとき又は受講の途中でやめたときは、交付の対象となりませんので、その旨を報告してください。
- 5 母子家庭自立支援教育訓練給付金の交付を受けるためには、教育訓練施設から受講終了の証明を受け、受講終了日の翌日から起算して1月以内に、補助事業等実績報告書に添付書類を添えて実績報告を行うことが必要です。
- 6 交付を受けるためには、上記の実績報告時点においても、奈良市母子家庭自立支援教育訓練給付金交付要綱第2条に規定する要件を満たしている必要があります。

第2号様式(第7条関係)

母子家庭自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定通知書

第 号
年 月 日

様

奈良市長

印

先にあなたから提出のありました母子家庭自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定申請書に基づき審査したところ、次のとおり指定しましたので通知します。

		指定番号	
氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日 (歳)
住所	(〒 -)	電話 ()	
教育訓練施設の名称			
教育訓練講座の名称			
教育訓練の期間	年 月 日 ~		年 月 日
所要費用 (予定)	入学金	円	受講料
			円
		合計額	円

(注)

- 1 交付の対象になるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学金及び受講料です。(受講に当たって必ずしも必要とされない補助教材、希望により行われる訓練等に要する費用を除きます。)
- 2 交付の対象になるのは、入学金及び受講料の合計額の40%相当額(8千円を超え、20万円が限度)です。
- 3 所要費用については標準的に予定される金額であり、受講終了後に教育訓練施設から証明された金額に基づき交付額を算定します。
- 4 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講をとりやめたとき又は受講の途中でやめたときは、交付の対象となりませんので、その旨を報告してください。
- 5 母子家庭自立支援教育訓練給付金の交付を受けるためには、教育訓練施設から受講終了の証明を受け、受講終了日の翌日から起算して1月以内に、補助事業等実績報告書に添付書類を添えて実績報告を行うことが必要です。
- 6 交付を受けるためには、上記の実績報告時点においても、奈良市母子家庭自立支援教育訓練給付金交付要綱第2条に規定する要件を満たしている必要があります。

第 3号様式 (第 7条関係)

母子家庭自立支援教育訓練給付金受講対象講座不指定決定通知書

第 号
年 月 日

様

奈良市長

印

先にあなたから提出のありました母子家庭自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定申請書に基づき審査したところ、次の理由により対象講座として指定しないことと決定しましたので通知します。

氏 名	フリガナ	生年月日	年 月 日 (歳)
	(〒 -)		
住 所	(〒 -)		電話 ()
教育訓練施設の 名称			
教育訓練講座の 名称			
理 由			

(平成 16年 6月 24日 掲 示 済)

奈良市告示第 336号

奈良市母子家庭高等技能訓練促進費交付要綱を次のように定める。

平成 16年 6月 24日

奈良市長 大 川 靖 則

奈良市母子家庭高等技能訓練促進費交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、母子家庭の母が就業に結びつきやすい資格を取得するために養成機関で受講するに際して、予算の範囲内で母子家庭高等技能訓練促進費(以下「訓練促進費」という。)を交付することにより、受講期間中における生活の不安の解消及び生活の負担の軽減を図り、もって安定した修業環境を提供し、資格取得を容易にすることを目的とする。

(対象者)

第 2 条 訓練促進費の交付を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、市内に住所を有し、20歳未満の児童を扶養する母子家庭の母であって、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 児童扶養手当の支給を受けていること又は児童扶養手当の支給を受けている者と同様の所得水準にあること。
- (2) 次条に定める資格を取得するため、養成機関において修業期間が2年以上の課程を修業し、当該資格の取得が見込まれる者であること。
- (3) 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者であること。
- (4) 過去に訓練促進費の交付を受けていないこと。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(対象資格)

第 3 条 訓練促進費の交付対象となる資格(以下「対象資格」という。)は、次に掲げる資格とする。

- (1) 看護師
- (2) 介護福祉士
- (3) 保育士
- (4) 理学療法士
- (5) 作業療法士
- (6) 前各号に掲げる資格に準ずるものとして市長が国と協議して定める資格

(交付対象期間)

第 4 条 訓練促進費の交付の対象となる期間(以下「交付対象期間」という。)は、修業期間の最後の3分の1に相当する期間(交付申請のあった月以後の期間に限る。)とし、12箇月を上限とする。

(交付額)

第 5 条 訓練促進費の額は、月額 103,000円とする。

(事前相談の実施)

第 6 条 市長は、訓練促進費の交付を受けようとする母子

家庭の母に対して、事前相談を実施するものとする。

2 市長は、事前相談の際には、母子家庭の母の養成機関における単位の取得状況の把握、生活状況の聴取等を行い、対象資格の取得見込み及び訓練促進費の交付の必要性について十分確認するものとする。

(交付申請)

第 7 条 訓練促進費の交付を受けようとする者は、母子家庭高等技能訓練促進費交付申請書(別記第 1 号様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、第 1 号及び第 2 号に掲げる書類は、その事実を公簿等によって確認することができる場合は、省略することができる。

- (1) 申請者及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し
- (2) 申請者に係る児童扶養手当証書の写し(児童扶養手当の受給者である場合に限る。)又は前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年)の所得証明書
- (3) 修業している養成機関の長が発行する在籍を証明する書類
- (4) 修業している養成機関の長が発行する単位取得証明書等

2 前項に規定する申請は、修業期間の3分の2に相当する期間を経過した日以後に行わなければならない。

(交付の決定)

第 8 条 市長は、前条第 1 項の規定による申請があったときは、申請者が第 2 条に規定する要件に該当しているかを審査して、速やかに交付の可否を決定し、交付することと決定したときは母子家庭高等技能訓練促進費交付決定通知書(別記第 2 号様式)により、交付しないことと決定したときは母子家庭高等技能訓練促進費不交付決定通知書(別記第 3 号様式)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査に当たっては、本人の意向を踏まえ、必要に応じて、就労関係の専門家、母子自立支援員等で構成する審査委員会を設置するなど、その緊急性及び必要性について考慮し、判定を行うものとする。

(交付方法)

第 9 条 訓練促進費は、3 箇月を単位として交付するものとし、毎年 1 月、4 月、7 月及び 10 月の 4 期にそれぞれ前月までの分を交付する。

2 訓練促進費の交付を受けようとする者は、前項の交付月の前月 10 日までに母子家庭高等技能訓練促進費交付請求書(別記第 4 号様式)に、その月の在籍を証明する書類を添えて当該 3 箇月分の訓練促進費の交付を請求しなければならない。

(修業期間中の受給者の状況確認等)

第 10 条 市長は、訓練促進費の交付を受けている母子家庭の母が養成機関に在籍していることを確認するため、当該母子家庭の母に対し、定期的に出席状況に関する報告等を求めることがある。

(受給資格喪失の届出)

第 11条 訓練促進費の交付を受けている者は、母子家庭の母でなくなったとき、市内に住所を有しなくなったとき、修業をとりやめたときその他第 2 条に規定する要件に該当しなくなったときは、その日から 14日以内に母子家庭高等技能訓練促進費受給資格喪失届 (別記第 5 号様式) により市長に届け出なければならない。

(実績報告)

第 12条 訓練促進費の交付を受けた者は、養成機関における課程を修了したときは、その日から 1月以内に母子家庭高等技能訓練実績報告書 (別記第 6 号様式) に、卒業又は修了証明書を添えて市長に報告しなければならない。

(補則)

第 13条 この要綱に定めるもののほか、訓練促進費の交付に関して必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この告示は、平成 16年 6月 24日から施行し、平成 16年度予算に係る訓練促進費の交付から適用する。

別記

第1号様式(第7条関係)

母子家庭高等技能訓練促進費交付申請書

年 月 日

(あて先) 奈良市長

申請者

住所	(〒 -)
フリガナ	
氏名	印
生年月日	年 月 日(歳)
電話	() -

母子家庭高等技能訓練促進費の交付を受けたいので次のとおり申請します。また、私の世帯の戸籍、住民票及び所得状況を示す書類について申請の審査のために必要な限度において閲覧されることに同意します。

過去の受給の有無		過去に母子家庭高等技能訓練促進費を受けたことが	
		ある ・ ない	
養成機関 及び 修業内容	養成機関名		
	所在地		電話() -
	修業期間	年 月 日 ~ 年 月 日	養成区分 昼間 ・ 夜間
	修業している資格	看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・()	
備 考			

(注)

- 1 申請は、修業期間の3分の2に相当する期間が経過した日以後に行えます。
- 2 申請書には、次の書類を添付してください。
 - (1) 戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し
 - (2) 児童扶養手当証書の写し又は前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年)の所得証明書
 - (3) 申請時に修業している養成機関の長が発行する在籍を証明する書類
 - (4) 申請時に修業している養成機関の長が発行する単位取得証明書等

第 2 号様式 (第 8 条関係)

母子家庭高等技能訓練促進費交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

奈良市長

印

先にあなたから提出のありました母子家庭高等技能訓練促進費交付申請書に基づき
審査したところ、次のとおり交付することと決定しましたので通知します。

養 成 機 関 名	決定番号
交付に係る資格	
交 付 期 間	年 月 ~ 年 月
交 付 月 額	円

(注)

- 1 母子家庭高等技能訓練促進費の交付を受けるためには、養成機関から発行される在籍証明書を交付月(1月、4月、7月、10月)の前月の10日までに提出することが必要です。当該証明書の提出がない場合は、交付を停止する場合があります。
- 2 母子家庭の母でなくなったり、本市から転出したとき、養成機関での修業をとりやめたときその他受給資格がなくなったりしたときは、14日以内に届け出て下さい。

第 3 号様式 (第 8 条関係)

母子家庭高等技能訓練促進費不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

奈良市長

印

先にあなたから提出のありました母子家庭高等技能訓練促進費交付申請書に基づき
審査したところ、次の理由により交付要件に該当しないため、交付しないことと決定
しましたので通知します。

理 由	
-----	--

第4号様式(第9条関係)

母子家庭高等技能訓練促進費交付請求書

年 月 日

(あて先) 奈良市長

請 求 者
住 所

氏 名 印

母子家庭高等技能訓練促進費の交付を受けたいので、次のとおり請求します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	奈良市指令 第 号
補助年度	年度	補助金等の名称	母子家庭高等技能訓練促進費
養成機関名		修業している資格	
交付対象となる月	年 月 ~ 年 月	交 付 月	年 月
交付請求額	円(月額 円× 箇月)		
添付書類	在籍を証明する書類		
備 考			

第 5号様式 (第 1条関係)

母子家庭高等技能訓練促進費受給資格喪失届

年 月 日

(あて先) 奈良市長

届出者	(〒 -)
住 所	
フリガナ	
氏 名	印
生年月日	年 月 日 (歳)
電 話	() -

次のとおり、母子家庭高等技能訓練促進費の交付を受ける資格がなくなったので届け出ます。

決 定 番 号	
受給資格がなくなった理由	ア 母子家庭の母ではなくなったため イ 奈良市内に住所を有しなくなったため ウ 養成機関での修業をとりやめたため エ その他 ()
理由が発生した日	年 月 日

第6号様式(第12条関係)

母子家庭高等技能訓練実績報告書

年 月 日

(あて先) 奈良市長

報告者
住所

氏名

印

養成機関における課程を修了しましたので、次のとおり報告します。

養成機関名			
所在地			電話()
修業期間	年 月 日 ~ 年 月 日	養成区分	昼間 ・ 夜間
修業した資格名			
添付書類	卒業又は修了証明書	報告事項審査結果(主務課長)	
備考			

(平成 16年 6月 24日 掲示済)

奈良市告示第 337号

奈良市母子家庭常用雇用転換奨励金交付要綱を次のように定める。

平成 16年 6月 24日

奈良市長 大川 靖 則

奈良市母子家庭常用雇用転換奨励金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、非常勤等で雇用された母子家庭の母に必要な研修及び訓練を実施した後、常用雇用した事業主に対し、予算の範囲内で母子家庭常用雇用転換奨励金(以下「転換奨励金」という。)を交付することにより、母子家庭の母の常用雇用への転換を促進することを目的とする。

(対象事業主)

第 2 条 転換奨励金の交付を受けることができる事業主(以下「対象事業主」という。)は、第 4 条に規定する者を短期雇用(6 箇月以内の有期で雇用することをいう。以下同じ。)の労働者として採用後、職業訓練(ＯＪＴ)実施計画書(別記第 1 号様式。以下「ＯＪＴ計画書」という。)を市長に提出し、雇用後 6 箇月以内に常用雇用へ転換した事業主であって、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 雇用保険の適用事業主であること。
- (2) 次のいずれかの紹介を受けて第 4 条に規定する対象労働者を雇い入れた事業主であること。
 - ア 公共職業安定所
 - イ 厚生労働大臣の許可を受けた無料・有料職業紹介事業者又は届出を行った無料職業紹介事業者(以下「職業紹介機関」という。)
- (3) 第 4 条に規定する対象労働者を常用雇用へ転換後、引き続き 6 箇月間雇用継続した事業主であること。
- (4) 過去 6 箇月間において、事業主の都合により、常用雇用労働者を解雇したことがないこと。
- (5) 過去 3 年間に雇用したことのある者を再雇用するものでないこと。

(交付額)

第 3 条 転換奨励金の額は、労働者 1 人につき 300,000円とする。

(対象労働者)

第 4 条 転換奨励金の交付対象となる労働者(以下「対象労働者」という。)は、市内に住所を有し、第 6 条第 1 項の規定により ＯＪＴ計画書が提出される時において 20 歳未満の児童を扶養する母子家庭の母であって、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 児童扶養手当の支給を受けていること又は児童扶養手当の支給を受けている者と同様の所得水準であること。
- (2) 職業紹介機関に求職申込みをしていること。
- (3) 短期雇用から常用雇用に転換することに制約がない

こと。

- (4) ＯＪＴ計画書の内容について理解し、了解していること。

(ＯＪＴ計画書の作成)

第 5 条 転換奨励金の交付を受けようとする事業主(以下「受給希望事業主」という。)は、 ＯＪＴ計画書の作成に当たり、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 従業員の中から、 ＯＪＴ計画書の実施担当者を選任すること。
- (2) 常用雇用への転換に有効で、無理のないものとする
- (3) 実務能力を高めるものであること。
- (4) 短期雇用中に講じる措置は、具体的な内容とする

(ＯＪＴ計画書の提出)

第 6 条 受給希望事業主は、前条の規定により作成された ＯＪＴ計画書に、次に掲げる書類を添えて、短期雇用後速やかに市長に提出するものとする。ただし、第 1 号及び第 2 号に掲げる書類については、その事実を公簿等によって確認できる場合は、この限りでない。

- (1) 対象労働者及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し
- (2) 対象労働者の児童扶養手当証書の写し(児童扶養手当の受給者である場合に限り。)又は前年(1 月から 7 月までの間に提出する場合には、前々年)の所得証明書
- (3) 対象労働者との雇用契約書の写し
- (4) 職業紹介機関から紹介があったことを確認できる紹介状等の書類の写し
- (5) 雇用保険の適用事務所であることを確認できる次のいずれかの書類
 - ア 雇用保険適用事務所設置届の写し
 - イ 直近の労働保険確定保険料申告書及び領収書等の写し

2 市長は、受給希望事業主から提出された ＯＪＴ計画書の内容について、改善すべき点があると認めるときは、当該事業主に対して改善を指導するものとする。

(報告書等)

第 7 条 受給希望事業主は、対象労働者の短期雇用が終了したときは、当該労働者の確認を得て、短期雇用実施結果報告書(別記第 2 号様式)を市長に提出するものとする。

2 受給希望事業主は、対象労働者を短期雇用から常用雇用に転換しないときは、その理由を当該労働者及び市長に説明しなければならない。

(交付申請)

第 8 条 受給希望事業主は、母子家庭常用雇用転換奨励金交付申請書(別記第 3 号様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、第 1 号及び第 2 号に掲げる書類については、公簿等によって確認できる場合は、この限りでない。

- (1) 対象労働者及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し
- (2) 対象労働者の児童扶養手当証書の写し（児童扶養手当の受給者である場合に限る。）又は前年（1月から7月までの間に提出する場合には、前々年）の所得証明書
- (3) 母子家庭常用雇用転換奨励金の交付に係る雇用状況報告書（別記第4号様式）
- (4) 常用雇用への移行に係る雇用契約書の写し
- (5) 対象労働者が雇用保険の短時間労働被保険者以外の一般被保険者となったことを確認できる次のいずれかの書類

ア 雇用保険被保険者証の写し

イ 雇用保険被保険者証資格取得等確認通知書の写し

2 前項の申請は、対象労働者を常用雇用に転換した日の翌日から起算して6箇月を経過した日の属する月の翌月の末日までに行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認める場合は、この限りでない。
(交付決定)

第9条 市長は、前条の申請を受理したときは、転換奨励金の交付の可否を審査し、交付することと決定したときは母子家庭常用雇用転換奨励金交付決定通知書（別記第5号様式）により、交付しないことと決定したときは母子家庭常用雇用転換奨励金不交付決定通知書（別記第6号様式）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 転換奨励金の交付決定を受けた事業主は、対象労働者を常用雇用へ転換後6箇月を経過したときは、速やかに母子家庭常用雇用転換実績報告書（別記第7号様式）に、雇用の経過を示す資料を添えて市長に提出しなければならない。

(奨励金の交付)

第11条 市長は、母子家庭常用雇用転換実績報告書の提出を受けた後、速やかに転換奨励金を事業主に交付するものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、転換奨励金の交付に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この告示は、平成 16年 6月 24日から施行し、平成 16年度予算に係る転換奨励金の交付から適用する。

別記

第 1号様式 (第 2条、第 4条 - 第 6条関係)

職業訓練 (OJT) 実施計画書

提出日 年 月 日

事業主		フリガナ	
短期雇用を行う事業所		フリガナ	
名称 (と同じである場合は省略可)		(〒 -)	
所在地		電話 ()	
対象労働者氏名		フリガナ	年 月 日生 (歳)
短期雇用期間		生 年 月 日	
短期雇用期間中に講じる措置の内容		常用雇用に移行するための要件	
短期雇用期間中の労働条件	賃金	基本給 月給 ・ 日額 円	
	就業時間	定期的に支払われる手当 1箇月当たり 円	
	その他	: から : まで週休 日 1週間当たりの所定労働時間 時間 (補足説明)	
常用雇用転換奨励金の事務手続の担当者	氏名	役 職	
	連絡先 (の所在地と同じ場合は省略可)	(〒 -) 電話 () - (内線)	
上記内容について、同意します。 (対象労働者氏名) 印		(備 考)	
私の戸籍、住民票及び所得状況を示す書類について常用雇用転換奨励金の事務手続に必要な限度において、閲覧されることに同意します。 (対象労働者氏名) 印			

第2号様式(第7条関係)

短期雇用実施結果報告書

提出日 年 月 日

事業主		フリガナ	
短期雇用を行う事業所	名称(と同じである場合は省略可)	フリガナ	
	所在地	(〒 -)	電話 ()
対象労働者氏名	フリガナ		生年月日 年 月 日生 (歳)
短期雇用期間	年 月 日から 年 月 日まで	結果	<input type="checkbox"/> 常用雇用(移行日 年 月 日) <input type="checkbox"/> 離職
(常用雇用へ移行した場合) 移行後の労働条件	賃金	基本給 月給 ・ 日額 円 定期的に支払われる手当 1箇月当たり 円	
	就業時間	: から : まで週休 日 1週間当たりの所定労働時間 時間	
	その他		
(常用雇用へ移行しなかった場合) 移行しなかった理由			
常用雇用転換奨励金の事務手続の担当者	氏名		役職
	連絡先	(〒 -)	
	(の所在地と同じ場合は省略可)	電話()	- (内線)
上記内容について、確認しました。 (対象労働者氏名) 印			
(備考)			

第4号様式(第8条関係)

母子家庭常用雇用転換奨励金の交付に係る雇用状況報告書

提出日 年 月 日

事業主		フリガナ	
短期雇用を行った事業所		フリガナ	
名称(と同じである場合は省略可)		(〒 -)	
所在地		電話 ()	
対象労働者氏名		フリガナ	生年月日 年 月 日生 (歳)
短期雇用期間		年 月 日から 年 月 日まで	
現在の労働条件		賃金	基本給 月給 ・ 日額 円 定期的に支払われる手当 1箇月当たり 円
		就業時間	: から : まで 週休日 1週間当たりの所定労働時間 時間
		その他	
常用雇用転換奨励金の事務手続の担当者		氏名	役職
		連絡先 (の所在地と同じ場合は省略可)	(〒 -) 電話 () - (内線)
上記内容について、確認します。			
対象労働者氏名		印	
(備考)			

第 5号様式 (第 9条関係)

母子家庭常用雇用転換奨励金交付決定通知書

第 年 月 日
号

様

奈良市長

印

先に提出のありました母子家庭常用雇用転換奨励金交付申請書に基づき審査したところ、次のとおり決定しましたので通知します。

事業主	所在地(〒 - -) 名称 氏名
常用雇用を行った事業所	所在地(〒 - -) 名称
対象労働者の状況	(1) 氏名 (2) 生年月日 年 月 日 (3) 短期雇用開始年月日 年 月 日
交付決定額	円

第 6号様式 (第 9条関係)

母子家庭常用雇用転換奨励金不交付決定通知書

第 年 月 日
号

様

奈良市長

印

先に提出のありました母子家庭常用雇用転換奨励金交付申請書に基づき審査したところ、次のとおり交付しないことと決定しましたので通知します。

事業主	所在地(〒 - -) 名称 氏名
常用雇用を行った事業所	所在地(〒 - -) 名称
対象労働者の状況	(1) 氏名 (2) 生年月日 年 月 日 (3) 短期雇用開始年月日 年 月 日
不交付となった理由	

第7号様式(第10条関係)

母子家庭常用雇用転換実績報告書

年 月 日

(あて先) 奈良市長

報告事業主
所在地

名 称
氏 名

印

奈良市母子家庭常用雇用転換奨励金交付要綱第10条の規定により、次のとおり報告します。

常用雇用を行った事業所	所在地 名称
対象労働者の状況	(1) 氏名 (2) 生年月日 年 月 日 (3) 短期雇用開始年月日 年 月 日 (4) 常用雇用移行年月日 年 月 日
添付書類	雇用の経過を示す資料
	報告事項審査結果(主務課長)
備考	

(平成 16年 6月 24日 揭示済)

奈良市告示第 338号

奈良市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱を次のように定める。

平成 16年 6月 24日

奈良市長 大川 靖 則

奈良市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱

(目的及び設置)

第 1 条 次世代育成支援対策推進法(平成 15年法律第 120号)第 21条の規定に基づき、本市における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、奈良市次世代育成支援対策地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(組織)

第 2 条 協議会は、委員 15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 子育て関係団体・機関の代表者
- (3) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第 3 条 協議会に座長及び副座長 1人を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 座長は、会務を総括し、協議会を代表する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会の会議は、必要の都度座長が招集し、座長が議長となる。ただし、座長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 5 条 座長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 協議会の庶務は、保健福祉部児童課において処理する。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この告示は、平成 16年 6月 24日から施行する。

(平成 16年 6月 24日 揭示済)

奈良市告示第 339号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1項の規定により告示します。

平成 16年 6月 25日

奈良市長 大川 靖 則

1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日
平成 16年 6月 25日

3 移動対象区域
近鉄学園前駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成 16年 6月 25日 揭示済)

奈良市告示第 340号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1項の規定により告示します。

平成 16年 6月 28日

奈良市長 大川 靖 則

1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日
平成 16年 6月 28日

3 移動対象区域
近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成 16年 6月 28日 揭示済)

奈良市告示第 341号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1項の規定により告示します。

平成 16年 6月 29日

奈良市長 大川 靖 則

1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日
平成 16年 6月 29日

3 移動対象区域
J R 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成 16年 6月 29日 揭示済)

奈良市告示第 342号

結核予防法（昭和 26年法律第 96号）第 36条第 4 項の規定により、次の結核指定医療機関がその指定を辞退しましたので、結核予防法施行令（昭和 26年政令第 142号）第 2 条の 5 第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により告示します。

平成 16年 6月 29日

奈良市長 大川 靖 則

名称	所在地	辞退年月日
川本皮膚科泌尿器科医院	奈良市富雄元町二丁目 5 番 20号	平成 16年 5月 31日

(平成 16年 6月 29日揭示済)

奈良市告示第 343号

結核予防法（昭和 26年法律第 96号）第 36条第 1 項の規定により、次のとおり結核指定医療機関を指定しましたので、結核予防法施行令（昭和 26年政令第 142号）第 2 条の 5 第 1 項の規定により告示します。

2 指定工事店名

区域	受付番号	指定番号	店舗の所在地	会社名又は商号	代表者又は氏名
市内	1	第 312号	奈良市南永井町 21番地の 1	ムカイ設備	向井 利光
	2	第 313号	奈良市千代ヶ丘一丁目 7 番地の 50	藤井設備	藤井 孝清
	3	第 314号	奈良市法華寺町 203番地の 2	株式会社アイテム	下宮 芳実
	4	第 315号	奈良市白毫寺町 67番地の 3	有限会社西脇産業奈良営業所	西脇 勤
	5	第 316号	奈良市敷島町一丁目 107番地の 1	快適工房 ZEST	安達 伸一
	6	第 317号	奈良市大安寺三丁目 1 番 25- 10号	米倉設備	米倉 浩史
	7	第 318号	奈良市南紀寺町五丁目 7番地の 5	立元建設	立元 茂之
	8	第 319号	奈良市南京終町 630番地の 4	越智建設	越智 里志
	9	第 320号	奈良市大森西町 15番地の 3	松本工業有限会社奈良営業所	松本 和彦
市外	10	第 321号	大和郡山市美濃庄町 71番地の 1	株式会社信幸	村田 克彦
	11	第 322号	天理市檜垣町 52番地 2	岡田水道工業所	岡田 邦彦
	12	第 323号	天理市森本町 72番地	木利組	木本 利一

(平成 16年 6月 30日揭示済)

奈良市告示第 345号

奈良市排水設備指定工事店の指定を取り消したので、奈良市排水設備指定工事店等に関する規則（昭和 51年奈良市規則第 11号）第 11条の規定により、次のとおり公示します。

平成 16年 6月 30日

奈良市長 大川 靖 則

1 取消し年月日

平成 16年 6月 30日

2 指定工事店

指定番号 第 197号

店舗の所在地 橿原市十市町 830番地の 3

会社名 株式会社 宮田設備

代表者 宮田 真瑛雄

(平成 16年 6月 30日揭示済)

平成 16年 6月 29日

奈良市長 大川 靖 則

名称	所在地	指定年月日
メイプルリーフ薬局 押熊店	奈良市押熊町 1153	平成 16年 6月 2日
オクムラ薬局	奈良市西登美ヶ丘二丁目 1 - 26	平成 16年 6月 8日

(平成 16年 6月 29日揭示済)

奈良市告示第 344号

奈良市排水設備指定工事店の指定をしたので、奈良市排水設備指定工事店等に関する規則（昭和 51年奈良市規則第 11号）第 11条の規定により、次のとおり公示します。

平成 16年 6月 30日

奈良市長 大川 靖 則

1 指定年月日

平成 16年 6月 30日

奈良市告示第 346号

地方自治法（昭和 22年法律第 67号）第 244条の 2 第 3 項の規定により奈良市北部会館市民文化ホールの指定管理者を指定したので、次のとおり告示します。

平成 16年 6月 30日

奈良市長 大川 靖 則

1 指定管理者の所在地及び名称

奈良市三条宮前町 7 番 1 号

財団法人 奈良市文化振興センター

理事長 南 田 昭 典

2 指定管理者の指定の期間

平成 16年 7月 1 日から平成 18年 3月 31日まで

3 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 市民文化ホールの使用承認及び使用制限に関すること。

(2) 市民文化ホールの施設又は附属設備の維持管理に関すること。

(3) その他市長が定めること。

(平成 16年 6月 30日 掲示済)

奈良市告示第 347号

平成 16年奈良市告示 174号(予防接種の実施)の一部を次のように改正する。

平成 16年 6月 30日

奈良市長 大川 靖 則

次のよう省略

(平成 16年 6月 30日 掲示済)

奈良市告示第 348号

奈良市社会福祉法人等による利用者負担額の減免措置事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 16年 6月 30日

奈良市長 大川 靖 則

奈良市社会福祉法人等による利用者負担額の減免措置事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市社会福祉法人等による利用者負担額の減免措置事業実施要綱(平成 12年奈良市告示第 325号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 9 号中「及び日常生活費」を「並びに標準負担額、居住費及び日常生活費」に改め、同条に次の 2 号を加える。

(12) 標準負担額 法第 48 条第 2 項第 2 号に規定する標準負担額をいう。

(13) 居住費 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 39 号)第 41 条第 3 項第 2 号に規定する費用をいう。

第 3 条第 2 号を次のように改める。

(2) その他市民税非課税世帯に属する者であって、世帯全員の前年中の収入の合計額が 90 万円(世帯員の数が 2 人以上である場合にあっては世帯員 1 人を除いた世帯員 1 人につき 45 万円を加算した額)以下で、次のいずれにも該当するもの

ア 世帯全員に前年中の所得金額がないこと。

イ 市民税を課される者と生計を共にしていないこと。

ウ 市民税を課される者の税法上の被扶養者になっていないこと。

エ 世帯の預貯金の額が 90 万円(世帯員の数が 2 人以上である場合にあっては世帯員 1 人を除いた世帯員 1 人につき 45 万円を加算した額)未満であること。

別表訪問介護の項中「日常生活費」を「標準負担額、居住費及び日常生活費」に改め、同表通所介護の項中「利用者負担額」の次に【標準負担額及び居住費を除く。】を加え、同表短期入所生活介護の項中「利用者負担額」の次に【標準負担額を除く。】を加える。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の奈良市社会福祉法人等による利用者負担額の減免措置事業実施要綱(以下「新要綱」という。)第 3 条の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる申請に係る確認については、なお従前の例による。

3 新要綱別表の規定は、施行日以後に提供されるサービスに係る減免について適用し、施行日前に提供されたサービスに係る減免については、なお従前の例による。

(平成 16年 6月 30日 掲示済)

訓 令 甲

奈良市訓令甲第 4 号

庁 中 一 般
関 係 各 所

奈良市事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 16年 6月 30日

奈良市長 大川 靖 則

奈良市事務専決規程の一部を改正する訓令

奈良市事務専決規程(平成 14 年奈良市訓令甲第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項に次のように加える。

東部下水道課長

(1) 農業集落排水事業分担金(以下この項において「分担金」という。)に関する申告及び届の処理

(2) 分担金の納入通知書の発行

(3) 分担金の賦課資料の調査及び検査

(4) 分担金の納付督促及び出張徴収

(5) 分担金の過誤納金の充当還付

(6) 分担金の公示送達及びこれに伴う納期の変更

(7) 農業集落排水処理施設使用料の納付督促及び出張徴収

(8) 排水設備新設等の計画の確認

(9) 水洗便所設備費助成金の交付

(10) 水洗便所改良資金の融資あっせん

附 則

この訓令は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

(平成 16年 6月 30日 掲示済)

奈良市訓令甲第 5 号

庁 中 一 般
関 係 各 所

奈良市役所出張所長等事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 16年 6月 30日

奈良市長 大川 靖 則

奈良市役所出張所長等事務専決規程の一部を改正する訓令

奈良市役所出張所長等事務専決規程(昭和 34 年奈良市

訓令甲第 7号)の一部を次のように改正する。

第 5条第 1項中第 20号を第 22号とし、第 19号を第 20号とし、同号の次に次の 1号を加える。

- (2) 電気料金、水道料金、電話料金、料金後納郵便物の料金及び保険料の支出負担行為の決定(北部出張所長のみ)

第 5条第 1項中第 18号を第 19号とし、第 5号から第 17号までを 1号ずつ繰り下げ、第 4号の次に次の 1号を加える。

- (5) 行政財産の目的外使用の許可の更新

第 5条第 2項を削る。

附 則

この訓令は、平成 16年 7月 20日から施行する。

(平成 16年 6月 30日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第 7号

地方自治法第 199条第 12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成 16年 6月 30日

	奈良市監査委員	吉 田	肇
	同	中 嶋	肇
	同	土 田	敏 朗
	同	金 野	秀 一

高齢福祉課

監査結果公表日 平成 16年 6月 4日(奈良市監査委員告示第 6号)

措置結果通知日 平成 16年 6月 15日

【監査の結果】	【措置の内容】
奈良市老人福祉センター(東老春の家・西老春の家)の室使用料の調定が著しく遅延しているため、奈良市会計規則第 11条に基づき、使用許可と同時に調定されたい。	奈良市老人福祉センター(東老春の家・西老春の家)の貸室の使用料の調定については、使用許可と同時に調定を行うようにしました。

情報公開室

監査結果公表日 平成 16年 6月 4日(奈良市監査委員告示第 6号)

措置結果通知日 平成 16年 6月 16日

別表(第 12条関係)

給 水 装 置 修 繕 費 算 出 表

- (1) 漏水

区	分	労 務 費	材 料 費	
---	---	-------	-------	--

【監査の結果】	【措置の内容】
情報公開に伴う行政文書のコピー代(節:総務費雑入)に係る調定は適時になされているが、収納した現金の指定金融機関等への払込みが遅延している事例が見受けられたので、奈良市会計規則第 9条に基づき、速やかに払込みをされたい。	平成 16年度の収納した現金の指定金融機関への払込みは、収納した日の翌日(翌日が市の休日となる場合は、その日後関係等への払込みが遅延している事例が見受けられない休日でない日)に払込みをしています。今後奈良市会計規則第 9条に基づき、速やかに払い込みます。

保 育 課

監査結果公表日 平成 16年 6月 4日(奈良市監査委員告示第 6号)

措置結果通知日 平成 16年 6月 24日

【監査の結果】	【措置の内容】
(3) 保育園において、職員等の旅費に関する条例施行規則第 3条に規定されている旅行命令簿の記載方法に誤りが見受けられた。規則に則った適正な事務執行をされたい。	(3) 指摘事項について、誤りのないよう規則に則った事務執行を実施するよう各園に指導いたしました。

(平成 16年 6月 30日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局管理規程第 12号

奈良市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 16年 6月 24日

奈良市水道事業管理者
福 田 恵 一

奈良市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

奈良市水道事業給水条例施行規程(昭和 60年奈良市水道局管理規程第 3号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

パッキン取替	1,560 円	無料
給水栓取替	1,870	管理者が定める単価表による。

(2) 破裂

区 分	労 務 費						材 料 費
	継 手 工	管連絡工	普通土掘削工		コンクリート掘削工		
			掘削土量が 0.0 t以下のもの	掘削土量が 0.0 tを超えるもの	掘削土量が 0.0 t以下のもの	掘削土量が 0.0 tを超えるもの	
鉛	口径 耗	円	円	円	円	円	管理者が定める単価表による。
管	1 3	2,230	1,870				
	2 0	2,810	2,680	830	2,080	980 2,390	
	2 5	3,230	3,480				
	4 0	4,550	5,360				
類	5 0	5,550	6,700	2,770		3,180	
	1 3	490	1,870				
ビ	2 0	980	2,680	830	2,080	980 2,390	
	2 5		3,480				
	4 0	1,470	5,360				
	5 0	1,970	6,700	2,770		3,180	
鋼	1 3	1,100	1,870				
	2 0		2,680	830	2,080	980 2,390	
	2 5		3,480				
	4 0		5,360				
類	5 0	1,280	6,700	2,770		3,180	

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 16年 7月 1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の奈良市水道事業給水条例施行規程別表の規定は、この規程の施行の日以後における給水装置の修繕申込みに係る費用について適用し、同日前に修繕申込みがあったものについては、なお従前の例による。

(平成 16年 6月 24日揭示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第 10号

奈良市農業委員会平成 16年 7月農政部会の会議を下記のとおり招集します。

平成 16年 6月 17日

奈良市農業委員会
農政部会長 中 村 成 男
記

1 日時

平成 16年 7月 1日(木)午後 1時 30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目 1番 1号
奈良市役所 中央棟 6階 第 2 研修室

3 議題

(1) 平成 17年度農業施策に関する要望書(案)について

(2) その他

(平成 16年 6月 17日揭示済)

議 会

奈良市議会告示第 8号

議会議長 米 澤 保 は、平成 16年 6月 21日の議会定例会において、議会議長を辞職しました。

平成 16年 6月 22日

奈良市議会副議長

船 越 義 治

(平成 16年 6月 22日揭示済)

奈良市議会告示第 9号

議会議員 岡 本 志 郎 は、平成 16年 6月 21日の議会定例会において、議会議長に当選しました。

平成 16年 6月 22日

奈良市議会議長

岡 本 志 郎

(平成 16年 6月 22日揭示済)

奈良市議会告示第 10号

議会副議長 船 越 義 治 は、平成 16年 6月 22日の議会定例会において、議会副議長を辞職しました。

平成 16年 6月 23日

奈良市議会議長

岡 本 志 郎

(平成 16年 6月 23日 揭示済)

奈良市議会告示第 11号

議会議員 池田 慎久 は、平成 16年 6月 22日の
議会定例会において、議会副議長に当選しました。

平成 16年 6月 23日

奈良市議会議長

岡本 志郎

(平成 16年 6月 23日 揭示済)

奈良市議会告示第 12号

平成 16年 6月 22日、議会運営委員会の委員全員が辞任
したので、同日の議会定例会において、次のとおり議会運
営委員会の委員を選任しました。

平成 16年 6月 23日

奈良市議会議長

岡本 志郎

三浦 教次
矢野 兵治
内藤 智司
北村 拓哉
中西 吉日出
榎木 義秀
森田 一成
高杉 美根子
山口 誠
上原 雋
高橋 克己
金野 秀一
原田 栄子

(平成 16年 6月 23日 揭示済)

奈良市議会告示第 13号

平成 16年 6月 23日、次の者が議会運営委員会の委員長
及び副委員長に当選しました。

平成 16年 6月 24日

奈良市議会議長

岡本 志郎

委員長 榎木 義秀
副委員長 山口 誠

(平成 16年 6月 24日 揭示済)

奈良市議会告示第 14号

平成 16年 6月 25日の議会定例会において、次のとおり
議会常任委員会の委員を選任しました。

平成 16年 6月 28日

奈良市議会議長

岡本 志郎

総務水道委員会

北村 拓哉
池田 慎久

矢追 勇夫
堀田 征男
山本 清
横井 健二
船越 義治
岡本 志郎

産業文教委員会

佐藤 亨
大坪 宏通
内藤 智司
森田 一成
高杉 美根子
中村 篤子
上原 雋
小林 照代
橋本 和信

厚生委員会

榎木 義秀
土田 敏朗
井上 昌弘
松田 末作
和田 晴夫
高橋 克己
岡田 佐代子
米澤 保
大谷 督

環境防災委員会

奥田 正治
三浦 教次
山中 益敏
山口 裕司
幾田 邦夫
大橋 雪子
山口 誠
松村 和夫
吉田 文彦

建設委員会

浅川 仁
矢野 兵治
大國 正博
藤本 孝幸
中西 吉日出
峠 宏明
金野 秀一
松石 聖一
原田 栄子

(平成 16年 6月 28日 揭示済)

奈良市議会告示第 15号

平成 16年 6月 25日、次の者が議会常任委員会の委員長
及び副委員長に当選しました。

平成 16年 6月 28日

奈良市議会議長
岡本志郎

総務水道委員長 船越義治
同 副委員長 北村拓哉
産業文教委員長 上原雋
同 副委員長 佐藤亨
厚生委員長 土田敏朗
同 副委員長 岡田佐代子
環境防災委員長 山口裕司
同 副委員長 大橋雪子
建設委員長 藤本孝幸
同 副委員長 中西吉日出

(平成 16年 6月 28日 揭示済)

奈良市議会告示第 16号

平成 16年 6月 24日、合併問題検討特別委員会の池田慎久委員が辞任したので、同月 25日の議会定例会において、次の者を同委員に選任しました。

平成 16年 6月 28日

奈良市議会議長
岡本志郎

中西吉日出

(平成 16年 6月 28日 揭示済)

奈良市議会告示第 17号

平成 16年 6月 25日、次の者が奈良市議会だより編集委員会の委員に就任しました。

平成 16年 6月 28日

奈良市議会議長
岡本志郎

奥田正治
大坪宏通
大国正博
藤本孝幸
幾田邦夫
土田敏朗
井上昌弘
吉田文彦
船越義治

(平成 16年 6月 28日 揭示済)

奈良市議会告示第 18号

平成 16年 6月 25日、次の者が奈良市議会だより編集委員会の委員長及び副委員長に当選しました。

平成 16年 6月 28日

奈良市議会議長
岡本志郎

委員長 船越義治
副委員長 幾田邦夫

(平成 16年 6月 28日 揭示済)

奈良市議会告示第 19号

平成 16年 6月 25日、次の者が奈良市議会情報公開審査会の委員に就任しました。

平成 16年 6月 28日

奈良市議会議長
岡本志郎

山中益敏
北村拓哉
中西吉日出
森田一成
高杉美根子
中村篤子
上原雋
松田末作
矢追勇夫
堀田征男
和田晴夫
橋本和信
船越義治

(平成 16年 6月 28日 揭示済)

奈良市議会告示第 20号

平成 16年 6月 25日、次の者が奈良市議会情報公開審査会の委員長及び副委員長に当選しました。

平成 16年 6月 28日

奈良市議会議長
岡本志郎

委員長 和田晴夫
副委員長 高杉美根子

(平成 16年 6月 28日 揭示済)